

FPが押さえておきたい 重要税務事例

— 2014 —

国税不服審判所は半年遅れではあるが、過去の裁決事例を公表している。そこでFP実務に関連の深い所得税・相続税に関連するものを裁決事例のみならず文書回答事例や、国税庁から提供される情報資料をもとに注目すべき事例の概要とポイントを取り上げることとする。



田中卓也

田中卓也税理士事務所代表 税理士・CFP®認定者

重要税務事例①

所得税

**青色事業専従者給与が適正額か
他の使用人などと比べて判断される**

妻に支払った青色事業専従者給与の適正額がいくらなのかを争った事例（平成25年5月29日国税不服審判所裁決）

概要

税理士業を営む納税者が、平成20年1160万円、平成21年・平成22年1000万円の青色事業専従者給与を妻Aに支給していたところ、著しく高額であると否認された事例である。

納税者側は、青色事業専従者である妻Aは税務および会計業務に30年以上従事しているベテラン職員であること、事務所の使用人を管理する立場にあること、事業経営に深く関与し、パソコンの起動時刻および停止時刻から事務所の他の使用人と比較して大きな差異

があることなどから、この支給給与は適正額である旨を主張した。

しかし、国税不服審判所は、妻Aは税理士資格を有していないこと、妻Aの労務の性質は他の使用人と同様で税理士の補助業務の域を出るものではないこと、パソコンの起動時刻および停止時刻は正確な労働時間を証するものではないこと、などの理由から上記金額が適正か否かを争った。

ココがポイント

青色事業専従者給与の届出や支給方法についての説明はあるが、適正額はどれくらいなのかという

質問も実務ではいただく。ここでの判断理由がその考え方の参考になるのではないだろうか。

一般的に、青色事業専従者給与の適正額とは「労務の対価として相当」であるかどうかとされている。具体的には、次の4つの基準で判断される。

- ① 労務に従事した期間、労務の性質、およびその提供の程度
- ② その事業に従事する他の使用人に支払われる給与の支給状況
- ③ その事業と同種の事業で、その規模が類似するものに従事する者が受ける給与の状況
- ④ その事業の種類、規模、ならびにその収益の状況

この趣旨としては、親族に対しての給与はとかく「お手盛り」になりがちなので、これを無制限に必要な経費として認めてしまうと、課税の公平性を欠くという考えだ。したがって、これらの基準に照らし、下記の理由から平成20年1160万円、平成21年・平成22年1000万円の青色事業専従者給

与は著しく高額であるとした。

① 出勤簿に「〇、休、出、半、午」のみ、2・5hなどと記載があるのみで日々の出勤時刻や退勤時刻については記載がないことや他の使用人を管理する立場にあつたとしても税理士補助業務の域を出ないこと

② パソコンの起動時刻および停止時刻を正確な労働時間と勘案しても、他の使用人との支給状況に差異があること

③ 類似同業者の事業と比較しても2倍を超えるものであった（平成20年約483万円、平成21年約469万円、平成22年約486万円）こと

④ 類似同業者の選定に際し、税理士業の年間売上上の2分の1以上、8時30分から18時ごろまでを選定しているため、事業の種類、規模、ならびに収益の状況を考慮していないとする納税者の主張は当を得ていない

相談実務において青色事業専従者給与の支給基準に対しては「同

重要税務事例②

所得税

申告書の受取・還付金の振込みは「適正な申告」として是認」とは無関係

所得税の還付後に行った更正処分に信義則違反はないと判断した事例（平成25年11月28日国税不服審判所裁決）

概要

会社員である納税者が、平成23年に提出した所得税の還付申告について税額はいったん還付されたところ、その後、税務署がその申告内容について確認したところ扶養控除の対象にならない者を扶養控除の対象としていたというよ

うな誤りが発見されたため、半年後に、更正処分を行った。

これに対し、「納税者は還付される税額と同額を実際に還付を受けており、確定申告書の記載内容が適正であることを認めたものではないか」「確定申告書の記載内容に誤りがあることを看過して、還付したのは税務職員のミスであ